

## 第 87 回岩手県環境影響評価技術審査会

日 時 令和 3 年 3 月 25 日 (木) 14:30～

場 所 岩手県民会館 4 階第 2 会議室

### 次 第

1 開会

2 議事

- (1) キオクシア岩手K 2 棟建設工事 (第 2 種事業) の判定について  
(資料No. 1 ～ 4)

3 その他

4 閉会

#### 【配付資料】

No. 1 : キオクシア岩手K 2 棟建設工事に係る届出の状況

No. 2 : 第 2 種事業の判定の基準

No. 3 : 第 2 種事業の判定に係る意見 (北上市長)

No. 4 : 事業概要書に対する委員等からの事前質問・意見及び事業者回答



第 87 回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部准教授	○
伊藤 歩	岩手大学理工学部教授	○
伊藤 絹子	東北大学大学院農学研究科准教授	○※
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科教授	○
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所動物生態遺伝チーム長	○
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所森林防災研究領域水流出管理チーム長	○※
齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授	○
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部講師	○※
鈴木 まほろ	岩手県立博物館主任専門学芸員	○
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	×
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類教授	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部准教授	○※
三宅 諭	岩手大学農学部准教授	○
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	○

【専門調査員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
前田 琢	岩手県環境保健研究センター	○

(備考欄) 出席：○ (Web 会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局】

氏名	職名	備考
黒田 農	環境保全課 総括課長	
池田 丙午	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 理香	環境保全課 主任主査	
佐々田 丈瑠	環境保全課 主任	
本村 華子	環境保全課 技師	
松本 聡	資源循環推進課 主査	
馬淵 郁弥	自然保護課 主事	
廣瀬 栄司	都市計画課 主査	
高橋 学	建築住宅課 主任	



## キオクシア岩手K 2 棟建設工事に係る届出等の状況

事業の名称	キオクシア岩手K 2 棟建設工事	
適用区分	条例第 2 種	
事業の種類	建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業	
事業の規模	建築物の高さ 約 66m 建築物延べ床面積 約 217,140 m <sup>2</sup> (製造棟 (K 2))	
事業の実施区域	北上市北工業団地 6 番 6 号	
第 2 種事業の概要の届出者 (事業者の名称)	キオクシア岩手株式会社	
概要書	届出	令和 3 年 2 月 1 9 日付け
	現地調査	令和 3 年 3 月 9 日
	技術審査会の審査	令和 3 年 3 月 2 5 日
	第 2 種事業の判定の期限	令和 3 年 4 月 1 8 日 ※届出の日から 6 0 日以内



(岩手県環境影響評価条例施行規則、第2種事業の判定の基準の要件)

## 第2種事業の判定の基準

規則第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項(同上第4項及び条例第25条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第2種事業についての判定は、当該第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

「次に掲げる要件」は以下の規則第5条各号を指し、この各号(要件)のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められ、環境影響評価その他の手続が必要と判定される。

なお、規則各号中の「知事が定めるもの」については、「第2種事業の判定の基準の要件」(平成11年1月県告示第19号の2)で規定しているものである。

規則第5条第1号 同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして知事が定めるものであること。

(要旨：環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業内容を含むものであること。)

### (知事が定めるもの)

当該事業において用いられる技術、工法その他の事業の内容が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いもの

規則第5条第2号 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境影響を受けやすい地域又は対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

(要旨：環境影響を受けやすい地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

### (知事が定めるもの)

- (1) 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
- (2) 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
- (3) 自然度が高い植生の地域、藻場、湿地、干潟その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

**規則第5条第3号** 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境法令等による指定地域又は対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

**(知事が定めるもの)**

- (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき設定された鳥獣保護区の区域
- (6) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画において重点地域として区分された地域
- (7) 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域
- (8) 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）第12条第1項の規定に基づき指定された自然環境保全地域
- (9) 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第37条第1項の規定に基づき指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）
- (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

**規則第5条第4号** 当該事業が実施されるべき区域又はその周囲に環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域として知事が定めるものが存在し、かつ、当該事業の内容が相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

(要旨：環境が著しく悪化している地域等に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるものであること。)

**(知事が定めるもの)**

- (1) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定による環境上の条件についての基準であつて、大気汚染（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）、水質汚濁（第2種事業の実施に関連する物質に限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域
- (3) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域
- (4) 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域



規則第5条第5号 当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、当該事業及び当該同種の事業が総体として、第1種事業に相当する規模として知事が定めるものを有するものとなること又は前3号に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(要旨：同種の事業と一体的に行われ、総体として、  
第1種事業の規模に相当又は前3号のいずれかに該当すること。)

(知事が定めるもの)

- (1) 規則別表第1第1種事業の要件の欄に掲げる規模
- (2) 一般国道の新設又は改築の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の道路(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さ又は新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が10キロメートル以上
- (3) 普通鉄道の建設又は鉄道施設の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の鉄道の長さ又は鉄道施設の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (4) 新設軌道の建設又は線路の改良の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の軌道の長さ又は線路の改良に係る部分の長さの合計が10キロメートル以上
- (5) 火力発電所の設置又は変更の工事業業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の発電の出力の合計が15万キロワット以上
- (6) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置又は規模の変更の事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の埋立処分場所の面積の合計が30ヘクタール以上
- (7) 新都市市街地開発事業、新都市基盤整備事業又は流通業務団地造成事業にあつては、当該第2種事業及び当該同種の事業の施行区域の面積の合計が100ヘクタール以上



キオクシア岩手K2棟建設工事第2種事業の判定に関する  
北上市長意見

1 意見

環境影響評価その他の手続きは要しないと考えます。

2 理由

「キオクシア岩手K2棟建設工事」において、環境影響の程度が著しいものとなる要件がないため。



キオクシア岩手K2棟建設工事 第2種事業概要書に対する  
委員からの事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《概要書》 p.14

(7) ②工場排水計画  
工場排水の処理フローおよび方法を説明してください。同様に、排気ガス（温室効果ガスを含む）についても説明してください。また、排水基準値（下水道への排水基準）と排ガスの基準値を示し、より厳しい基準値や項目を独自に設けているようであれば、それらについても説明願います。

(7) ④雨水排水計画  
「・・・、水処理施設への移送を行う。」とありますが、具体的にどのように対応されるのか説明してください。

(伊藤 歩委員)

【回答】

(7) ②工場排水計画について

工場排水の処理については、排水の性状毎に分別し、凝集処理、生物処理などを併用した処理により下水道排水基準に適合する水質まで処理を行い下水道へ放流します。

排気ガスの処理については、製造装置から排出されるパーフルオロカーボン(温室効果ガス)は、燃焼除害装置による処理や排ガス洗浄施設(スクラバー)による処理を行い、大気放出を行います。また、製造装置から排出される揮発性有機化合物は、燃焼除害装置による処理を行い、大気放出を行います。以上により、温室効果ガスや化学物質の排出量削減を行います。

排水基準値及びボイラー排ガス基準値については、法基準値を順守するため、自主管理値を設定し管理を行っています。内容は以下のとおりです。

・下水道排水基準 (単位：mg/l pHを除く)

項目	法排出基準値	自主管理値
pH	5.7～8.7	6.0～8.4
COD	—	240
BOD	300	240
SS	300	240
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5	4
ふっ素及びその化合物	8	7.5
窒素含有量	—	120
燐含有量	—	16

・ボイラー排ガス基準値 (単位：ppm)

項目	法排出基準※1	協定値※2	自主管理値
ばいじん	—	0.1	0.08
窒素酸化物	—	150	120

※1 設置ボイラーは小型ボイラーとなり、大気汚染防止法の規定により、排出基準の設定はありません。

※2 北上市環境保全協定による協定値となります。

(7) ④雨水排水計画について

雨水排水の pH 異常や電気伝導度異常を検知した場合は、放流を停止し移送ポンプにより水処理施設へ移送を行います。水処理施設にて水質に応じた排水処理を行い、下水道排水基準に適合する水質まで処理を行い下水道へ放流します。

## 【2】

《概要書》 p. 25

(5)①大気汚染防止対策

最後に「出入口の散水等を適宜行い・・・」とありますが、散水後の排水はどのように処理されるのか説明してください。

(伊藤 歩委員)

### 【回答】

粉塵防止のための散水であり、水の量はあまり多くはないため、散水した水は敷地内での浸透を基本とします。なお、場外への流出が懸念される箇所では、側溝等により沈砂池等へ導水し、土粒子を沈殿させたくえで放流します。

## 【3】

《概要書》 p. 106、p. 108

日影図の日付が冬至、開始が午前 8:00、終了が 16:00 になっていますが、日付を例えば夏至として午前 6:00 (冬至の場合も) から開始し、午後 18:00 とした場合であっても日影時間は 1 時間未満になるのか確認をお願いします。日影時間が増加する場合はその対応や近隣住民への説明などをご検討頂ければと思います。

(伊藤 歩委員)

### 【回答】

夏至における日影図を 6:00～18:00 の時間について追加作成しました。

日影時間が 1 時間未満となります。

冬至も 6:00～18:00 の時間について確認しましたが、日影時間が 1 時間未満となります。

(添付図-1. 1～2. 2 参照)

〔参考〕岩手県 (盛岡市) の日の出・日の入り時刻

夏至：日の出 4:08 頃、日の入り 19:07 頃

冬至：日の出 6:53 頃、日の入り 16:15 頃

## 【4】

《概要書》 全体

カーボンニュートラルの観点から、再生可能エネルギーの積極的な利用や植林などによる CO2 固定などに配慮した取組みを計画されているか教えてください。

既設の K1 棟と異なる環境配慮事項があれば説明願います。

(伊藤 歩委員)

### 【回答】

キオクシアグループでは、2040 年に再生可能エネルギーの導入 100%を目標とし、各種取組みを実施する計画としています。

K2 棟の環境配慮事項については、高効率生産設備の導入、空調の効率化および排熱利用の促進など更なる省エネルギー施策の導入を予定しています。

**【5】**

**《概要書》 騒音**

予測計算されている騒音の評価量が何であるのか記載されていない。等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )なのか、5%時間率騒音レベル( $L_{A5}$ )なのか、騒音レベルのF特性最大値( $L_{AFmax}$ )なのか、あるいは、他の評価量であるのか、明記する必要がある。

(永幡 幸司委員)

**【回答】**

p. 96 表 5.5 に予測結果が「騒音レベル( $L_A$ )」であることを追記しました。  
今回の場合、「騒音レベル( $L_A$ )」は各建設機械が同時に稼働した場合の最大の騒音レベルです。  
(該当ページ : p. 96)

**【6】**

**《概要書》 騒音**

概要書をみる限り、各建設機械の騒音レベルを合成した騒音レベルは、p. 89 の「合成騒音レベル」の1種のみである。それに対し、p. 96 で示されている評価基準のうち、規制基準は、5%時間率騒音レベル(少なくとも、バックホウやパイルドライバを用いている時点で、変動騒音であると推察される)で評価されるものであるのに対し、環境基準は等価騒音レベルと別物である。したがって、1種の計算結果だけで、両方の基準値との整合性を比較することはできない。

(永幡 幸司委員)

**【回答】**

ご指摘のとおり、環境基準は時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )によって評価することとされています。予測結果は各建設機械が同時に稼働した場合の最大の騒音レベルです。安全側を考慮して環境基準と対比し評価しております。その旨をp. 96 表 5.5 の注釈に追記しました。

(該当ページ : p. 96)

**【7】**

**《概要書》 騒音 p. 96**

- ・ 表 5.6 に自主管理値が書かれているが、評価量が何であるのか明記すべきである。
- ・ 表 5.6 の測定結果について、最大値と最小値だけでなく、環境基準との対比ができるよう、等価騒音レベルが示されるべきである。

(永幡 幸司委員)

**【回答】**

p. 96 表 5.6 の自主管理値と測定結果はともに「騒音レベル( $L_A$ )」であることを表 5.6 に追記しました。  
測定は、騒音計の指示値(騒音レベル( $L_A$ ))を記録したものであり、等価騒音レベルは測定しておりません。

(該当ページ : p. 96)

**【8】**

**《概要書》 振動 p. 104**

表 5.9 において自主管理値が示されているが、評価量が何であるのか、明記すべきである。

(永幡 幸司委員)

**【回答】**

p. 104 表 5.9 の自主管理値と測定結果はともに「振動レベル( $L$ )」であることを表 5.9 に追記しました。併せて、表 5.8 の予測結果が「振動レベル( $L$ )」であることを追記しました。

(該当ページ : p. 103、p. 104)

【9】

《概要書》 振動

測定値について、最大値と最小値だけでなく、規制基準との対比ができるよう、10%時間率振動レベル(80%レンジの上端値)を示すべきである。(もともと、今回の測定結果の場合は、それも“30dB 以下”となることは明白ではあるが、形式的な問題としての指摘であることを付記しておく。)

(永幡 幸司委員)

【回答】

測定は、振動計の指示値(振動レベル(L))を記録したものであり、時間率振動レベルを求められる測定はしていません。

(該当ページ：p. 104)

【10】

《概要書》 騒音、及び、振動

概要書中に出てくる数式中、本来斜体で書くべき変数が、全て立体で書かれている。公的な書類である以上、JIS Z 8201-1981 に従った表記をすべきである。

(永幡 幸司委員)

【回答】

ご指摘のとおり、立体で記載の箇所を斜体に訂正しました。

(該当ページ：p. 89、97)

【11】

《概要書》 第3章 3-1-2 公共施設・住居・水道原水の取水地点(p. 34-36)

工事現場から住宅地までの距離が非常に近いことが懸念されます。予定されていることとは思いますが、工事中工前に、近隣の住民・自治会には工事の説明をしていただけますようお願いいたします。交通安全の面からも、近隣住民だけでなく、自治会にも是非ご説明ください。

(平井 勇介委員)

【回答】

ご意見のとおり、近隣の住民・自治会への工事の説明を行います。

【12】

《概要書》 3-2-6 景観法に基づく景観計画(p. 57)

「構内の緑化を推進する計画である」とのことですが、具体的な計画内容が図面からは読み取れません。例えば緑被率をどの程度予定しているのか示して下さい。

(三宅 諭委員)

【回答】

事業区域面積 14.9237ha のうち、緑地面積(P9 図 2.5 緑着色部分)は 1.6354ha (11%)の緑地整備を計画しています。

【参考】確保が必要な緑地面積について

- 工場立地に関する準則及び北上市工場立地法地域準則条例における緑地の確保
  - ・環境施設(※1)面積(敷地面積の10%以上確保)  $14.9237\text{ha} \times 0.1 = 1.4924\text{ha}$  以上
    - ※1 緑地及びこれに類する施設(噴水・水流・池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設)
  - ・上記のうち緑地(※2)面積(敷地面積の5%以上確保)  $14.9237\text{ha} \times 0.05 = 0.7462\text{ha}$  以上



※2 樹木が生育する区画された土地、低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地

2 都市計画法における緑地の確保

・開発緑地(※3) (開発面積の3%以上確保)  $14.9237\text{ha} \times 0.03 = 0.4477\text{ha}$  以上

※3 公園、緑地又は広場

【13】

《概要書》 2-2-2 (1) 廃棄物等 (p.15)

表 2.3 において、廃プラスチック類の処分・再利用方法として「再生砕石へリサイクル」と記載していますが、誤記でないか確認してください。

(資源循環推進課)

【回答】

処理委託先の再利用方法は、再生路盤材へのリサイクルを予定しています。委託先の再利用方法が「再生砕石へリサイクル」と分類されているため、記載方法を統一しています。

【14】

《概要書》 3-1-3 自然環境及び動植物の生息・生育 (p.37-40)

事業活動に伴い生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めること。

(花巻保健福祉環境センター)

【回答】

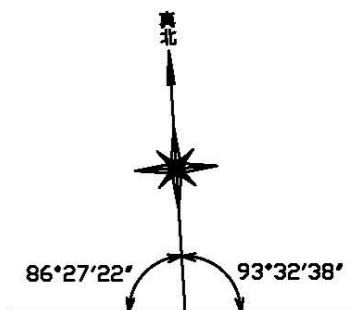
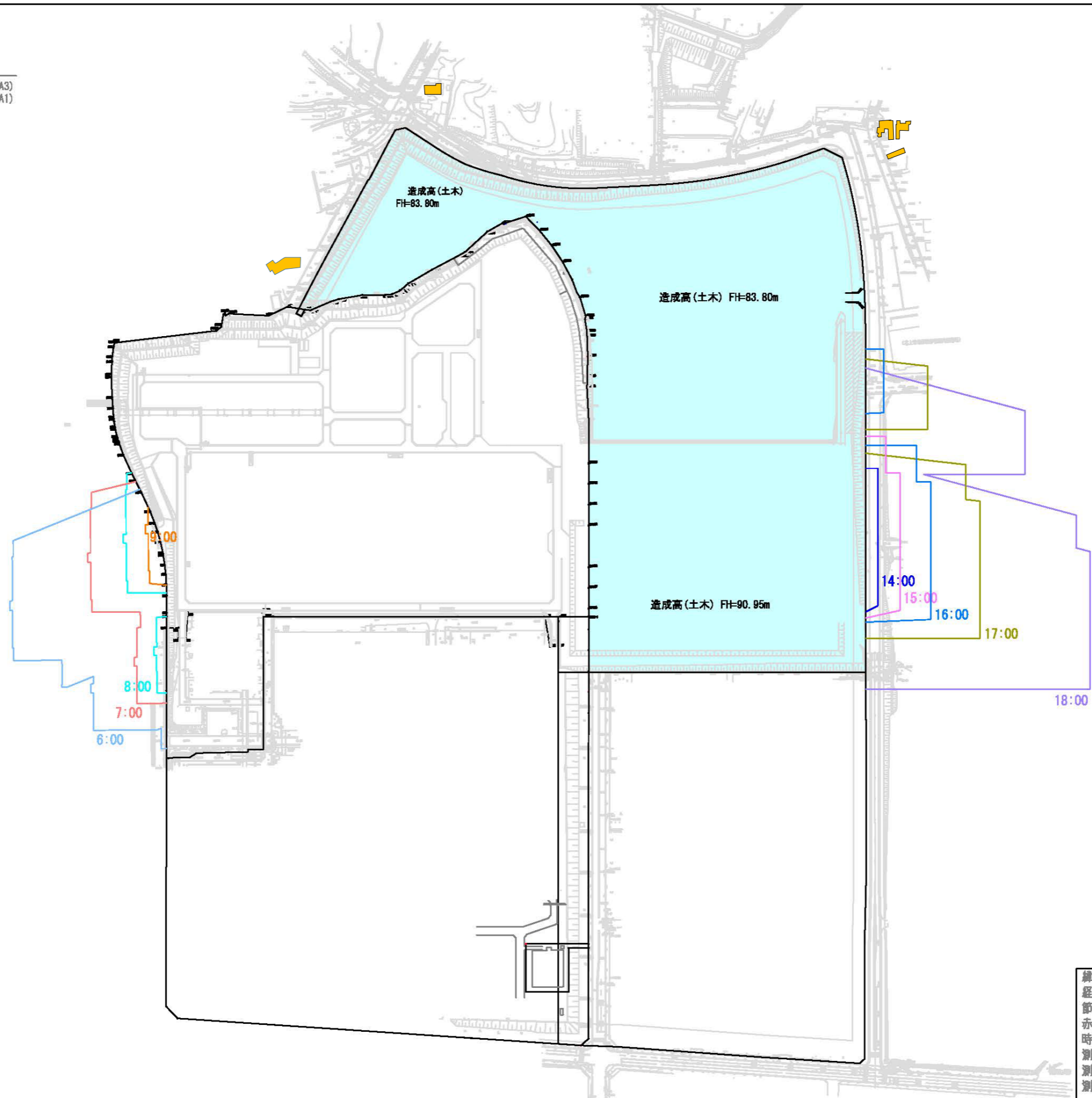
事業活動に伴い生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めます。また、工場周辺の環境調査を行うなど、事業活動に伴う環境の変化がないかの確認を検討します。



# 時刻別日影図

S=1:4000 (A3)  
S=1:2000 (A1)

【夏至】



■ : 最寄り住居

(注)  
建築基準法の規定では8:00~16:00での日影計算ですが、この日影図では6:00~18:00での計算としています。特に、等時日影図に関して、3時、5時の範囲など建築基準法での範囲とは形状が異なりますのでご注意ください。

凡例

6:00
7:00
8:00
9:00
10:00
11:00
12:00
13:00
14:00
15:00
16:00
17:00
18:00

(敷地地盤レベル TP+90.95m)

緯度	北緯 39度20分21秒
経度	東経 141度07分48秒
節気/日付	夏至[6月22日頃]
赤緯	-23度27分00秒
時刻法	真太陽時
測定開始時間	6時00分
測定終了時間	18時00分
測定地盤面	GL+2.330m (平均地盤面FH=89.28からGL+4.0m)

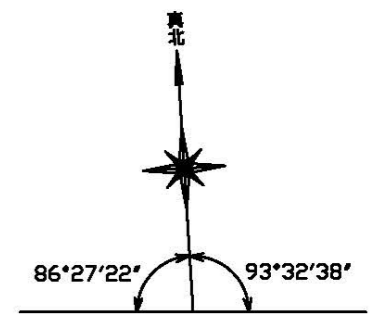
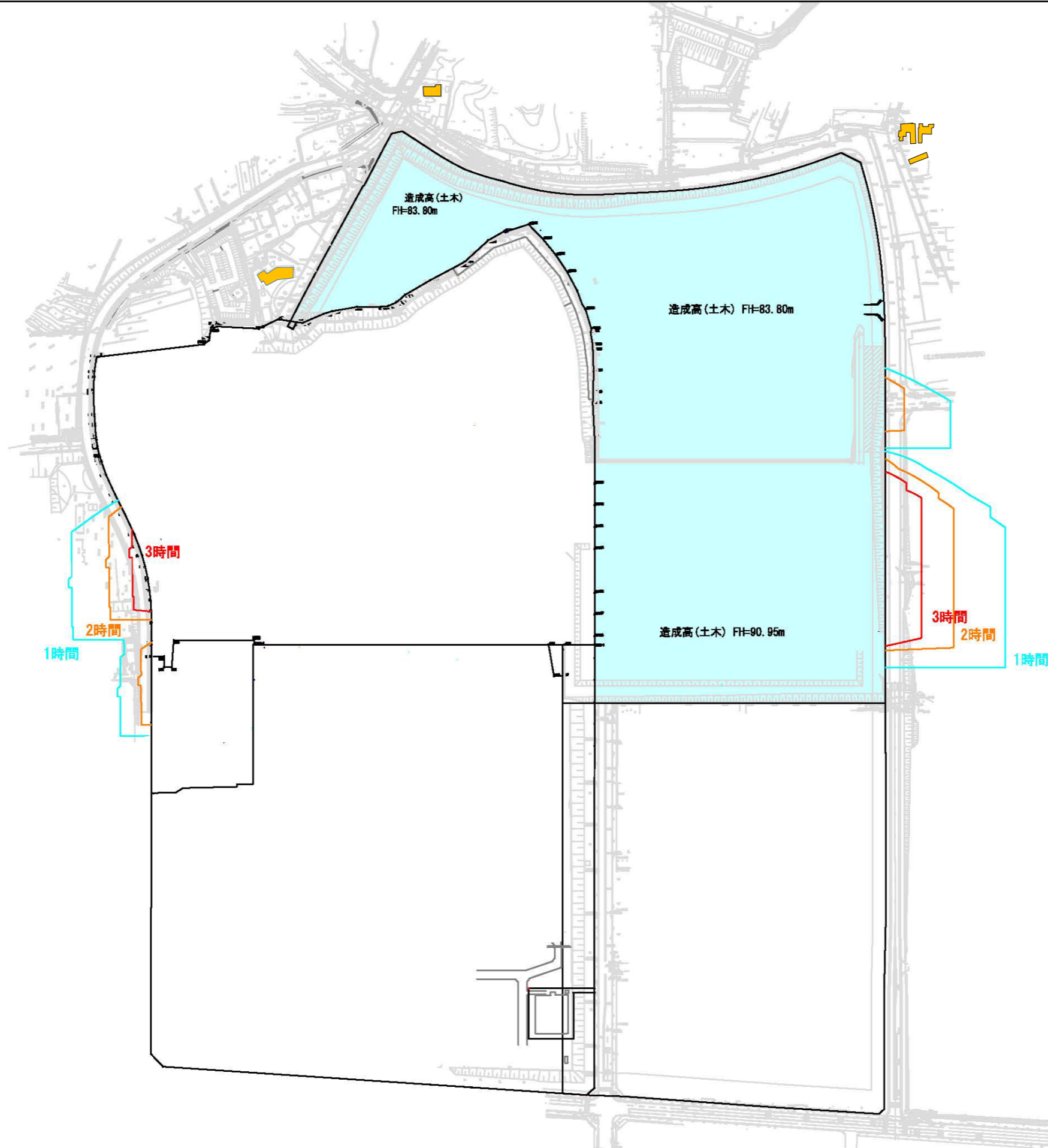
※図中の建物高さH=\*\*\*、\*\*\*\*はFH=90.95mからの高さとしています。  
日影形状:ADS 9 Series[Lanpack]  
Ver 9.50.006 (Apr 23 2017) により入力

添付図-1.1 時刻別日影図 (夏至)

# 等時間日影図

S=1:4000 (A3)  
S=1:2000 (A1)

【夏至】



■ : 最寄り住居

(注)  
建築基準法の規定では8:00~16:00での日影計算ですが  
この日影図では6:00~18:00での計算としています。  
特に、等時間日影図に関して、3時間、5時間の範囲など  
建築基準法での範囲とは形状が異なりますのでご注意ください。

凡例

1時間
2時間
3時間
4時間
5時間
6時間

(敷地地盤レベル TP+90.95m)

緯度	北緯 39度20分21秒
経度	東経 141度07分48秒
節気/日付	夏至[6月22日頃]
赤緯	-23度27分00秒
時刻法	真太陽時
測定開始時間	6時00分
測定終了時間	18時00分
測定地盤面	GL+2.330m (平均地盤面FH=89.28からGL+4.0m)

※図中の建物高さH=\*\*\*、\*\*\*はFH=90.95mからの高さとしています。  
日影形状: ADS 9 Series[Lanpack]  
Ver 9.50.006 (Apr 23 2017) により入力

添付図-1.2 等時間日影図 (夏至)

# 時刻別日影図

S=1:4000 (A3)  
S=1:2000 (A1)

【冬至】

8:00

9:00

10:00

造成高(土木)  
FH=83.80m

造成高(土木) FH=83.80m

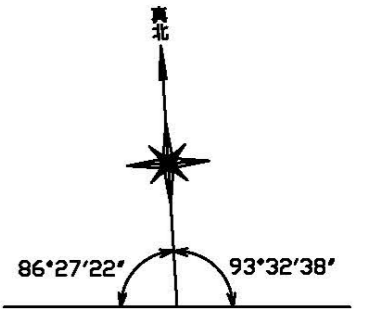
造成高(土木) FH=90.95m

16:00

15:00

14:00

13:00



■ : 最寄り住居

(注)  
建築基準法の規定では8:00~16:00での日影計算ですが、この日影図では6:00~18:00での計算としています。特に、等時日影図に同じく、3時、5時の範囲など建築基準法での範囲とは形状が異なりますのでご注意ください。

## 凡例

- 8:00
- 9:00
- 10:00
- 11:00
- 12:00
- 13:00
- 14:00
- 15:00
- 16:00

冬至では6,7時と17,18時の日影線はありません

(敷地地盤レベル TP+90.95m)

緯度	北緯 39度20分16秒
経度	東経 141度07分25秒
節気/日付	冬至[12月22日頃]
赤緯	-23度27分00秒
時刻法	真太陽時
測定開始時間	8時00分
測定終了時間	16時00分
測定地盤面	GL+2.330m (平均地盤面FH=89.28からGL+4.0m)

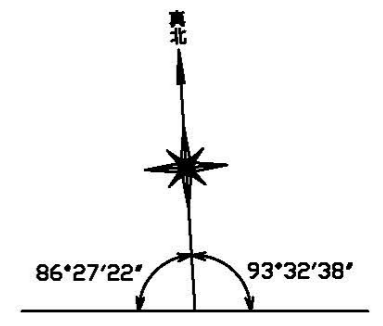
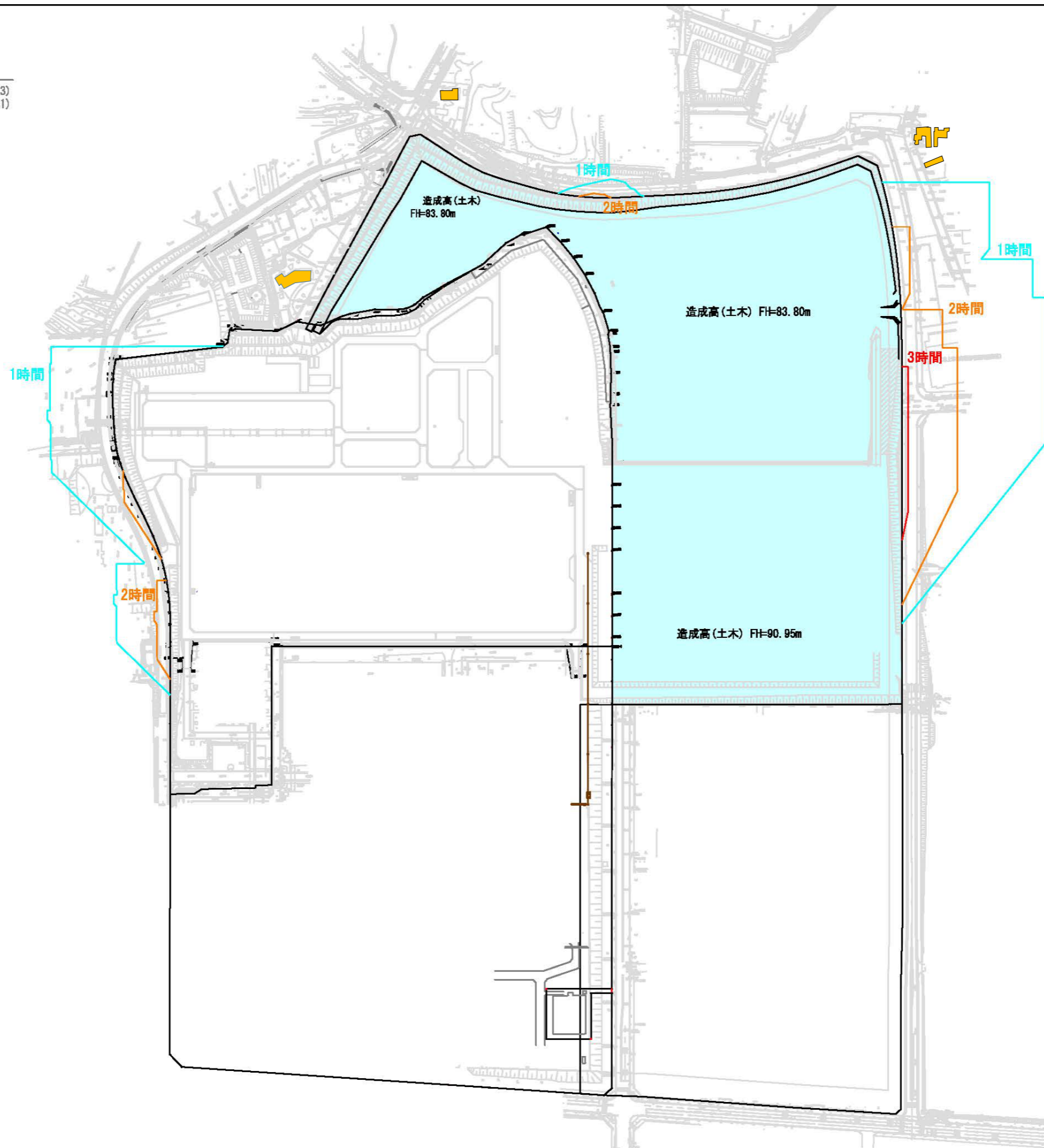
※图中の建物高さH=※※、※※※はFH=90.95mからの高さとしています。  
日影形状: ADS 9 Series[Lanpack]  
Ver 9.50.006 (Apr 23 2017) により入力

添付図-2.1 時刻別日影図 (冬至)

# 等時間日影図

S=1:4000 (A3)  
S=1:2000 (A1)

【 冬至 】



■ : 最寄り住居

(注)  
建築基準法の規定では8:00~16:00での日影計算ですが  
この日影図では6:00~18:00での計算としています。  
特に、等時間日影図に関して、3時間、5時間の範囲など  
建築基準法での範囲とは形状が異なりますのでご注意ください。

凡例

1時間
2時間
3時間
4時間
5時間
6時間

(敷地地盤レベル TP+90.95m)

緯度	北緯	39度20分16秒
経度	東経	141度07分25秒
節気/日付	冬至	[12月22日頃]
赤緯		-23度27分00秒
時刻法		真太陽時
測定開始時間		8時00分
測定終了時間		16時00分
測定地盤面		GL+2.330m (平均地盤面FH=89.28からGL+4.0m)

※ 図中の建物高さH=\*\*\*、\*\*\*\*はFH=90.95mからの高さとしています。  
日影形状: ADS 9 Series[Lanpack]  
Ver. 9.50.006 (Apr 23 2017) により入力

添付図-2.2 等時間日影図 (冬至)